OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜翻訳＞ヨーロッパ法がフランス刑事法規範に与える影響
Author(s)	デュパルク, カロリン; 幡野, 弘樹; 足立, 公志朗
Citation	阪大法学. 2009, 59(2), p. 139-153
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55024
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ヨーロッパ法がフランス刑事法規範に与える影響

カロリン・デュパルク
幡野弘樹・足立公志朗／共訳

フランス刑事法は、法定主義（principe de la légalité）に支配されている。この原則は、啓蒙の世紀の哲学者、とりわけモンテスキューとベッカリーアの思想から着想を得た、革命法をその起源とする。一七六四年、フランスの思想家の影響のもとで、イタリアの侯爵であるベッカリーアは『犯罪と刑罰』と題する著作を出版し、ヨーロッパに多大な影響を与えた。この概論書において、彼は既存の法システムに対する痛烈な批判を行い、根本的な改革を行うことを提案した。刑法の法源に関して、彼は旧体制と完全に絶縁することを望んでいた。旧体制は、法源の異質性（すなわちローマ法を源にするものもあれば、立法行為や慣習を起源とするものもあった）という特徴を有していたとともに、裁判官に強い権限を承認していた（すなわち裁判官が刑罰を決定することができたのである）。ベッカリーアは、「刑事法を形成する権利は、社会契約により統合された社会全体を代表する立法者の人格の中にしか存在しえない」と考えた。ベッカリーアや他の哲学者にとって、法律が刑事法の排他的な法源であるという法定主義は、裁判官の恣意から身を守るための唯一の手段だったのである。そのようなわけで、一七八九年の人および市民の権利宣言は、第八条において、「何人も、犯罪に先立って制定され、公布され、かつ適法に適用された法

（阪大法学）59（2-139）363〔2009.7〕

律によらなければ処罰されない」と規定している。人および市民の権利宣言に法定主義が刻み込まれたことにより、この原則は憲法的価値を付与されることとなる。法定主義は、罪刑法定主義という名でしばしば知られているが、現実には、犯罪の法定（incrimination）や制裁（刑事実体法）に限定されず、手続（刑事手続法）にも同様に関係する。したがって、ある機関は、法律により手続上の権能を付与されない限り判決を下すことができないこととなり、また、ある者は、法律により規律が定められている手続によってしか、判決を下されないこととなる。

法定主義は、第五共和政〔一九五八年～〕下において著しい進展を遂げた。第五共和政憲法は、その第三四条及び第三七条により、犯罪のカテゴリー（重罪、軽罪、違警罪）に応じて立法権が介入する領域と、執行権が介入する領域との配分を行った。その結果、法律は、重罪と軽罪の領域において犯罪となる行為を法定し、制裁を定める権限を有することとなり（憲法第三四条）、命令は、違警罪の領域で権限を有することとなった（憲法第三七条）。憲法により定められたこの新たな権限分配は、刑法典第一一一条の二でも繰り返された。したがって、刑事実体法の法源は、それ以来、法律と独立命令との二重のものとなっている。このため、もはや法定主義という言葉は用いずに、法令性（textualité）の原則という言葉を用いる論者もいる。この進展は、刑事法学説全体により、法定主義の真の凋落であると嘆きとともに分析されている。というのも、処罰の一定の構成部分全体が執行権の支配下にあるからである。法定主義のこのような浸食は、刑事実体法についてしか当てはまらない。なぜなら、憲法第三四条によれば、刑事手続は法律の権限領域のままとなっているからである。

法定主義（または法令性の原則）を前提とすると、刑事の領域におけるヨーロッパ法の役割はどのようなものだろうか。これは、非常に広範囲に及ぶ問いである。というのも、ヨーロッパ連合法（そこには、ヨーロッパ共同体法、すなわちヨーロッパ共同体設立条約の中に含まれている当初の法と、欧州規則や欧州指令などにより構成され

る派生法が含まれる）だけでなく、狭義のヨーロッパ法、すなわちヨーロッパ人権条約とその付属議定書及びヨーロッパ人権裁判所の判決も含めることが望ましいからである。(1) ここでは、ヨーロッパ共同体法及び狭義のヨーロッパ法の刑事法規範に対する影響の表れ全体を網羅的に検討するのではなく、その主たる影響を説明しよう。とりわけ、二つの時点に着目する。第一が、刑事法規範の生成の時点であり、第二が、刑事法規範の適用の時点である。

Ⅰ　刑事法規範の生成時点での影響

刑事法規範の生成の時点において、ヨーロッパ共同体法に着目するか、狭義のヨーロッパ法（ヨーロッパ人権条約とヨーロッパ人権裁判所〔の判例〕）に着目するかによって、国内法との関係は異なる。前者は、ある行為に刑を科するべく刑事の領域で立法をすることを国内の関係機関に義務付けることができるが、後者は、関係機関に基本的な権利と自由をより良く保障するために立法を修正するよう促すことができるに過ぎない。

それが、以下で検討することである。すなわち、一方で、立法をする義務について検討し（A）、他方で、立法の要請について検討する（B）。

A　立法義務

法定主義は、批准された国際条約（convention internationale）を刑法の法源とみなすことを禁じてはいない。その理由は、一方で、国際条約の価値から導かれる。すなわち、国際条約は超国家的な立法文書だからである。他方で、その理由は、国内の法秩序への統合手続からも導かれる。というのも、国際条約は、ほとんどの場合、法律による批准の認可（国会により投票される場合もあれば、国民投票による場合もある。憲法第五三条を参照）を前

提としているからである。しかしながら、刑事実体法の法源とみなされるためには、さらに国際的文書が刑法を作り出していなければ、すなわち行為を犯罪化し、その行為に結び付けられた制裁を定めていなければならない。ところで、国際的文書は、国内の刑事秩序に直接適用可能な刑事的制裁について、何ら規定していない。この状況は、政治的理由により説明がつく。刑罰権は、国家が放棄することを望んでいない主権の一属性なのである。

このような一般論は、ヨーロッパ共同体法についても当てはまる。ヨーロッパ共同体のさまざまな文書は、とりわけ経済的領域において重要な法源だが、他方で、直接には刑事法規範を作り出してはいない。ヨーロッパ共同体の文書は、〔国内の〕法律が、その諸規定を国内の刑事秩序の中に組み込み、そこに刑罰を付与しない限り、犯罪を法定化する役割を持ちえない。たとえば、ヨーロッパ共同体裁判所は、欧州指令がそれ自身で、加盟国の法律とは独立に、被告人の刑事責任を決定する、あるいは重くする効果を持ちえないと判示している。そうするために、国内の立法者は、二つの手法の中から選択することができる。第一に、立法者は、ヨーロッパ共同体法規範を、刑罰について規定している国内法の規定に統合することができる。これは、一般に完全統合と呼ばれている。第二に、立法者は、犯罪に該当する行為の定義に関し、ヨーロッパ共同体法規範を直接参照させながら、制裁を規定することができる。これは、一般に参照による統合と呼ばれている。二つの場合ともに、犯罪は、依然として国内の法律にその法源を見出すことになる。

とはいえ、それはヨーロッパ共同体法の影響がないということを意味しているわけではない。実際、ヨーロッパ共同体は、加盟国に対して、ある行為の処罰を整備するよう義務付けることができる。二つの手続を挙げておこう。

第一が、ヨーロッパ共同体の権限に対応する第一の柱での手続である。刑事の領域の立法権は、ヨーロッパ共同体諸機関の権限領域には入らない。したがって、共同体の立法者は、加盟国に対して、欧州規則や欧州指令の遵守

を保障するために刑事上の制裁を科すことはできない。

第二が、刑事領域における警察・刑事司法協力に関する欧州連合条約第六編を根拠とする、第三の柱での手続である。この柱の創出は、一種の革命である。というのも、それによりヨーロッパ連合諸機関は、加盟国に対して刑事制裁の規定を義務付けることができるようになったからである。刑事領域でこの目的を達するために欧州連合に与えられたひとつの道具は、枠組み決定（décision-cadre）というものであり、その実現にあたって国内法の仲介を予定している。

第一の柱と第三の柱の間の権限分配を尊重するために、ヨーロッパ連合諸機関は、刑事制裁によりヨーロッパ共同体法の実効性を保障することが必要であると思われる場合には、二つの文書を採択することが習慣になっている。一方が、ヨーロッパ共同体法規範を規定する第一の柱に基づく指令であり、他方が、刑事立法を加盟国に義務付ける第三の柱に基づく枠組み決定である。しかしながら、ヨーロッパ共同体裁判所の最近の判決は、この権限分配を再検討に付しているように思われる。二〇〇五年九月一三日判決（Commission c. Conseil, aff. C-176/03）において、裁判所は、「刑事手続の諸規定のような刑事立法は、共同体の権限には属さない」と述べながら、ヨーロッパ共同体は、ヨーロッパ連合に付託された活動領域の実現（この事案では、環境保護）に不可欠であるときには、犯罪を定める規定や刑事制裁義務を課すことができると判示した。こうして、閣僚理事会による枠組み決定は、無効とされた。〔この訴訟の一方当事者である〕欧州委員会によれば、この判決は、「二重文書」の慣習に終止符を打ち、次のような形で権限分配を再構成する効果を有するであろうと考えられている。すなわち、ヨーロッパ共同体法規範の実現に必要な刑事法規定は第一の柱に属し、自由・安全・司法空間〔欧州憲法条約第三部第三編第四章〕の枠組における刑事法の調和を目的とする規定は、第三の柱に属することとなる。この判決は、刑事の領域における国

家主権に課された制限であると分析されてもいる（R. Bellescize, Dr. pénal 2005, chron. 16）。しかし、それはおそらく誇張であろう。というのも、たとえ国内の立法者が刑事の領域で義務的に介入しなければならないとしても、それでも犯罪と制裁を定める権限はなお立法者に属しているからである。

いずれにせよ、もし二〇〇七年一二月一三日のリスボン条約が、全加盟国により批准されれば、規範は根本的に修正されるであろう。実際、ヨーロッパ共同体設立条約は、ヨーロッパ連合の運営に関する条約に取って代わられることとなり、それは三つの柱で連合を組織することを取りやめているからである。

狭義のヨーロッパ法が果たす役割は、以上の話とは異なる。というのも、その役割は、国内の立法者が、刑事法規定を、狭義のヨーロッパ法が保障する基本的な権利や自由と調和させるよう促すことにあるからである。

B　立法の誘引

ヨーロッパ人権条約とその付属議定書は、フランスの立法者にとって着想の源である。そこでは、刑事法と直接に関係するいくつかの原則が確認されている。たとえば、公正な訴訟手続に対する権利とそのあらゆる派生的権利（裁判を求める権利、独立かつ公正な裁判を受ける権利、弁護人を求める権利など）、私生活及び家族生活の尊重に対する権利、生命に対する権利、拷問の禁止、一事不再理原則などである。同条約の立法に優越する価値とそれが提示している「よき司法のスタンダード」（S. Guinchard）は、規範定立機関（autorité normative）に対して、刑法の進展のために従うべきモデルを指し示している。条約の要請に従うことにより、国内の立法者は、基本的権利と自由の保護の領域で、法システムを改善しようと努めるのである。

刑事訴訟法の領域で、ヨーロッパ人権条約の影響は明らかである。いくつかの例を挙げるに過ぎないが、まず武

器対等の原則を予審段階で実現した一九九三年八月二四日法律を挙げることができる。同法律は、検事局に関する法律で既に規定されたことに倣って、私人当事者（partie privée）（すなわち、予審開始決定を受けた者と付帯私訴の原告）に、予審判事に対して無制限のあらゆる調査を求める権利を認めている。[2] 同様に予審段階に関して、二〇〇七年三月五日法律は、鑑定に関する規範をより対審的にしている。二〇〇〇年六月一五日法律は、二つの審級の裁判を求める権利に従って、重罪分野での上訴を制度化した。[3] 二〇〇〇年六月一五日法律は、これとは別の例としても引用することができる。というのも、同法律は、刑事訴訟法典に序文を挿入し、我々の手続システムの指導原理を記載したからである。この指導原理は、ヨーロッパ人権条約の規定から直接に着想を得ている。この序文において、手続が有すべき質（公平性、対審性、当事者対等の保障、合理的期間等）、裁判官の公平性を確保するための訴追機能と裁判機能の分離原則、弁護人の援助を受ける権利、情報を知らされる権利、強制処分の比例性及び必要性、司法当局により行使されるコントロールなどが規定されている。改正の際に、この序文に何ら有用性はないと評価する論者もいた。なぜなら、序文は、上位の価値を有する条約の諸原則を繰り返すにとどまっているからである。しかしながら、フランスの判例は、その意見に反対の立場を示している。確かに、指導原理は、狭義のヨーロッパ法のそれからはっきりと影響を受けているが、文言は常に同一とは限らない。したがって、序文の指導原理は、時折ヨーロッパ人権条約のそれより先に進むことが可能なのである。その例として、上訴権に関するものを挙げることができる。破毀院刑事部は、二〇〇三年一〇月七日判決において、保険者は、たとえその者が訴訟当事者ではないとしても、民事の当事者である被告人と連帯して損害賠償を支払うよう言い渡された一審判決に対して控訴することができると判示した。実際、序文は、ヨーロッパ人権条約付属議定書が規定するように「有罪を宣告されたすべての者」だけではなく、「有責の判決を受けたすべての者は（toute personne *condamnée*）、別の裁判

権に有責判決を審理させる権利を有する」と規定する。その結果、何人かの論者が述べていたのとは異なり、序文は本当の意味での規範的な効果を有しているのである。

ヨーロッパ人権条約の特別な位置づけ、すなわち同条約が国内法に与えている影響は、コントロール機関の存在にも原因がある。すなわち、ヨーロッパ人権裁判所である。同裁判所は、あるいは国家により、あるいは国内での救済の道が尽くされた個人により提訴することができる（ヨーロッパ人権条約第三五条一項）。フランスで個人の提訴権が承認されたのは、一九八一年一〇月九日のことである。人権裁判所の存在のインパクトは、さまざまな形で現れている。まず、人権裁判所は、締約国が条約に規定されている権利や自由をどれだけ尊重しているか具体的にコントロールすることにより、権利や自由の重要性を高めることを可能にしている。次に、人権裁判所は、そのコントロールにより、ヨーロッパ人権条約に含まれているさまざまな概念を解釈するように導かれている。それによって、人権裁判所の判決は、〔国内の〕刑事裁判所にとって、条約に定められた基本的な権利や自由にどこまで制約が及びうるかを知るための真のガイドとなっている。最後に、人権裁判所の判決の影響は、国内の立法者が、条約違反判決の後に刑事法規範を修正するよう決めたときに、より鮮明なものとなる。とはいえ、人権裁判所の判決は、条約違反判決を下された国の立法に対していかなる法的な影響もない、というのが原則ではある。このように、人権裁判所判例は、無視しえない指導的な役割を有している。フランス法における二つの例を挙げることができる。第一が、電話傍受に関するものである。それは、被疑者の電話での会話を聴取するとともに録音することができる装置を設置する捜査である。一九九〇年四月二六日に出されたクルスラン対フランス、ユビグ対フランス事件（*Kruslin et Huvig c. France*）という二つの判決において、人権裁判所は、この捜査が個人の自由と権利を侵害するにも関わらず、何らの明文の根拠規定も定めていなかったことを非難し、フランスに対して条約違反判決を下

した。一九九一年七月一〇日法律により、フランスの立法者は、まさに電話傍受について規制する新たな規定を定めた（刑事訴訟法典第一〇〇条以下）。第二の例は、弁護人の援助を受ける権利に関するものである。二〇〇四年三月九日法律は、フランスに対する二つの条約違反判決を考慮に入れている。すなわち、一九九三年一一月二三日のポワトリモル（*Poitrimol*）事件と二〇〇〇年五月二三日のヴァン・ペルト（*Van Pelt*）事件である。人権裁判所の裁判官は、すべての被告人が、たとえ出廷していなくても防御される権利を確認した。その後、刑事訴訟法典は、弁護人から請求があるときは、法廷にいる弁護人に対し聴聞の機会が与えられなければならないことを明示している（刑事訴訟法典第四一〇条）[4]。

これらの例を通じて、刑事の領域でのヨーロッパ連合法や、基本的権利や自由の保障の領域での狭義のヨーロッパ法は、相違はあるけれども、ともにフランス刑事法規範の生成に影響を与えていることが明らかになった。これら広義のヨーロッパ法の影響は、いったん生成した刑事法規範が適用されるべき場合においても確認される。

Ⅱ　刑事法規範の適用時点での影響

国内刑事法規範は、階層秩序の一環をなしているため、より上位の規範であるヨーロッパ共同体法や狭義のヨーロッパ法に適合しなければならない（憲法第五五条）。さまざまな文書の関係の中で、裁判官は特別な役割を果たしている。というのも、国内法規範が共同体法や狭義のヨーロッパ法の規定に適合しているかを確かめる権限は裁判官に属しているからである。すなわち、裁判官は、これらヨーロッパ法規範がフランス刑事法に直接的な影響を与えることに寄与しているのである。反射的な効果により、裁判官に認められたこの権限は、裁判官の法律からの解放に向かって貢献している。そこで、以下では、一方で国内裁判官による条約適合性のコントロールの行使を検

討し（A）、他方で、どのような点において裁判官の役割を実質的に変容させる効果を有しているのかについて検討しよう（B）。

A　国内裁判官による条約適合性のコントロール

法律の国際法規範適合性をコントロールするのは憲法院裁判官か、通常裁判所裁判官（すなわち、司法裁判所系統または行政裁判所系統）か、という問題が提起された。憲法院は、法律の憲法適合性のみを審査する裁判所であると判示し、このようなコントロールを拒絶した。それゆえ、通常裁判所裁判官にそのような権能が承認されたことになる。

訴訟当事者は、（欧州指令を除いた）直接適用されるヨーロッパ共同体の諸規定や狭義のヨーロッパ法の諸規定を、フランスの刑事裁判機関に対して援用することができる（ヨーロッパ共同体法の優位性の原則を示した Crim. 22 octobre 1970, *aff. Société Les fils d'Henri Ramel* を参照）。しかし、裁判官は、当事者が請求しなくても、職権でヨーロッパ共同体法や狭義のヨーロッパ法の規定違反を問題とすることができる。破毀院刑事部は、ヨーロッパ人権条約について一九七八年一二月五日判決（バルム *Baroum* 判決）において、ヨーロッパ共同体法に関して一九九三年六月二日判決において、そのように判示している。

裁判官に認められたコントロール権能は、無害ではない。というのも、その結果、裁判官は、国内の刑事法規範が国際法規範よりも以前にできたものであれ、以後にできたものであれ、国際法規範に適合しない場合は国内の刑事法規範を排除できるようになるからである。それが、司法裁判所系統の裁判官に関して、破毀院連合部が一九七五年五月二四日判決（*Jacques Vabre* 判決）において決定したことである。しばしば、破毀院はフランス刑事法の

ヨーロッパ共同体法や狭義のヨーロッパ法との適合性について判断を下すが、両者に矛盾があるとき、国内法の条項の適用排除をためらわない。共同体法に関して、破毀院は、裁判官がヨーロッパ共同体法規範及び派生法（欧州規則や欧州指令）に由来する規定を守らずに法定された犯罪に基づいて有罪判決を下すことを拒絶しなければならないと判示している。狭義のヨーロッパ法に関して、二つの例を挙げよう。一つが刑事訴訟法に関するもので、もう一つが刑事実体法に関するものである。一九九七年五月六日と二七日の二つの判決において、ヨーロッパ人権条約第六条と武器対等の原則に基づいて、破毀院は初めて、国内法の条項（刑事訴訟法典第五四六条最終項）の適用を排除した。その条項は、検事長（検察官）のみに、違警罪（最も軽い犯罪）の領域において下されたすべての判決について上訴を許可するものであった。この一九九七年判決に関して、興味深い点を一つ指摘しよう。ヨーロッパ人権裁判所と破毀院は、武器対等の原則について同じ定義を採用していない。この原則は、ヨーロッパ人権条約に規定されておらず、公平な裁判という概念にこの原則を結び付けたヨーロッパ人権裁判所判例から生じたものである（*Szwabowicz c. Suède*, 434-48, Décision du 30 juin 1959）。ストラスブールの人権裁判所の裁判官によれば、武器対等の原則は、「一方当事者がその相手方との関係で明確に不利な状況にはいない条件の下で、両当事者に証拠を含めた自らの論拠を提示する合理的な可能性を与えること」を義務づけるものである（*Dombo Beheer contre Pays-Bas* du 27 octobre 1993）。それは、当事者が完全に同じ権利を有しなければならないことを意味してはいない。権利の不平等性が一方当事者に不利に働いていることを確認できたとき、不平等な武器となっているのである。反対に、フランスの裁判官にとって、「ヨーロッパ人権条約第六条の意味における公平な裁判の要請は、刑事訴訟の当事者が同一の権利を有するよう義務づける」ものである。このように、破毀院は、ヨーロッパ人権裁判所と比べてはるかに含みのない定義を採用した。この破毀院判例に、刑事訴訟法典第五四六条最終項を削除する、つまり

検事長の特権に終止符を打つ一九九九年六月二三日法律が続いた。もう一つの例が二〇〇一年二月二〇日判決である。この判決で、破毀院は、「重罪の状況の全部または一部を」出版し、または複製することを処罰する一八八一年七月二九日法律が、罪刑法定主義の原則（人権条約第七条）、公平な訴訟手続に対する権利（同条約第六条）及び表現の自由（同条約第一〇条）に反すると判示した。破毀院によれば、法文があまりに不明確で曖昧であった。この判決以来、フランスの立法者は処罰の領域を縮小させている。以上見てきたように、立法者が、条約の要請の観点からみて、我々の刑事法の不完全な部分を修正していなかったとき、裁判官は、その不完全な部分を無力化することで、立法の無為に対して介入し、反対することができる。法律を裁判により廃止するこのような可能性により、我々の法システムにおける裁判官の伝統的な役割は修正されることとなる。

B　国内裁判官の役割の変容

フランス革命以来、我々の法的伝統は、裁判官に対する不信という考えをもとに構築されてきた。既に見たように、刑事法に関して罪刑法定主義の原則が確認されたのは、旧体制を特徴付ける裁判官の恣意に対するリアクションとしてであった。刑事裁判官は、したがって法律に従属している。裁判官には、法に従う義務がある。裁判官は、法文に事前に規定されていない所為に対して刑罰を言い渡すことができず、法律に規定されていない刑罰を言い渡すこともできない。裁判官は、手続法規範を作り出すこともできない。モンテスキューの有名な表現によれば、「裁判官は、法律の言葉を発する口」である。原則として、いかなる規範的な役割も裁判官には認められていないのである。ところで、裁判官が規範を作り出せないとすれば、法律により定められた規範の適用を拒絶することはなおさらできないはずである。したがって、裁判官にとって、法律が憲法に反しているように思われるという理由

で、法律の適用を排除することはできない。裁判官は、法律の憲法適合性を審査する裁判官ではない。憲法院のみが、六〇人の国民議会議員あるいは元老院議員による提訴の場合に、法律の憲法適合性を判断する権限を有する。憲法院裁判官が法律の一部または全部を違憲とすると判断した場合のみ、裁判官は関係する条項を適用しないことが許される。

したがって、国内の裁判官に、すなわち我々の関心に則して言えば刑事裁判官に認められた条約適合性コントロールは、裁判官と法律の関係を根本的に変えたのである。先程見たように、このコントロールは、裁判官にとって国内刑事法規範がヨーロッパ共同体法や狭義のヨーロッパ法に反しているように思われたとき、裁判官にその規範の排除を可能にしている。我々の法的伝統に反して、刑事裁判官は「法律の検閲官」になったのである。他の要素も考慮しながら、学説が法定主義の凋落を認めているのはこのためである。

このようにして、超国家的法源の効果により裁判官に認められた権限は、注目すべき形で、あるパラドクスへと導いている。それを理解するためには、まずかなりの数の憲法上の原則がヨーロッパ人権条約に規定されている原則と一致していることを明確にしておく（または想起する）必要がある。たとえば、（フランス人権宣言に規定されている以上）憲法上の原則である罪刑法定主義の原則は、ヨーロッパ人権条約第七条一項に規定されている。憲法上の原則である無罪推定の原則は、人権条約第六条二項で示されている。弁護人の援助を受ける権利は（防御権の尊重というより一般的な憲法上の原則に属するが）、人権条約第六条三項(c)に規定されている。我々はいくらでも例を挙げることができよう。その結果、裁判官が国内刑事法の条項の条約適合性コントロールを行うとき、憲法適合性コントロールと同等のコントロールを、禁止されているにも関わらず行使しているのである。したがって、条約適合性コントロールは、法律の憲法適合性に関する間接的コントロールの一種として出現しているのである。

この報告にはたくさんのことを付け加えることができる。つまり、この報告はヨーロッパ共同体法と狭義のヨーロッパ法のフランス刑事法に対する影響の全体的な概観に過ぎない。おそらく、何年か先にこのテーマを取り上げることはもはや許されず、単に「ヨーロッパ刑事法」を語ることがふさわしくなっているかもしれない。

（1）　本稿では、用語に関する便宜のため、ヨーロッパ人権条約及びヨーロッパ人権裁判所により下された判決を指示するにあたり、「狭義のヨーロッパ法」という語を用いる。

（2）　予審は裁判の前に展開される。予審は、予審判事により指揮され、証拠の探索の深化を目的とする。予審は、重罪に関しては必要的であり、軽罪及び違警罪に関しては任意的である。予審判事により予審開始決定を受ける者は、犯罪に関与したという重大な又は一致する嫌疑が存在する者である。付帯私訴の原告とは、予審判事に対して訴えを提起した被害者である。予審開始決定を受けた者と付帯私訴の原告は、自らの個人的利益を擁護する私人の当事者であるが、それに対して、検事局は訴追機関であり、一般的な利益を擁護する。

（3）　二〇〇〇年六月一五日の法律まで、有罪判決を受けた被告人は、その判決につき上訴することができなかった。唯一の可能な救済といえば、破毀院に上告をなすことであった。二〇〇〇年六月一五日の法律以後、手続の全当事者は他の重罪院に上訴することができ、その重罪院は（第一審における九人ではなく）一二人の陪審員と三人の職業裁判官から構成されることになっている。

（4）　刑事法規範の生成とは関係ないことであるが、条約違反判決が他の帰結を有しうることも指摘しておこう。国内における新たな非常救済方法への道を開くという帰結である。すなわち、ヨーロッパ人権裁判所の判決の後でなされる刑事事件判決の再審査（réexamen）である（刑事訴訟法典第六二六条の一ないし第六二六条の七）。その結果生じるのは、国内裁判権の至上性に関する確実な減退である。というのも、既判力があるにも関わらず、フランスの裁判官による判決が再検討に付されうるからである。つまり、ヨーロッパ人権裁判所が、刑事有罪判決がヨーロッパ人権条約又はその追加議定書に違反して下されたと判断し、かつ「正当な満足（satisfaction équitable）」（フランスが与える金銭補償）が与えられても、当該違反による有害な結果を回復するにはその性質や重大性ゆえに不十分である場合、確定した刑事判決の再審査を請求することができる。例えば、「正当な満足」が有罪判決を受けた者の被った損害を賠償するには足りないと判断さ

れた例としては、弁護人の援助を受ける権利が奪われた場合（Commission 24 janvier 2002, Bull. crim. n° 1）、公正な裁判の保障に関する違反の場合（Commission 6 decembre 2001, Bull. crim. n° 255）である。〔破毀院に設置される〕再審査委員会がその請求を正当なものと認めれば、同委員会は、あるいは、全部会において判決するよう破毀院に移送するか、あるいは、争いとなった判決を下したのと同一系統同一審級の裁判所に移送するかを決定することができる。

本稿は、フランス・アンジェ大学より来日したカロリン・デュパルク（Caroline DUPARC）准教授が、二〇〇八年四月二二日に大阪大学において行った講演原稿を翻訳したものである。なお、公表に際し、本学高等司法研究科の松田岳士准教授に翻訳を精査していただき、多くの誤訳を修正していただいた。記してお礼を申し上げたい。